

岩手海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における定置漁業の保護区域を次のとおり設定する。

平成21年3月1日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

1(1) 保護区域 次の直線ア線、イ線及びウ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア線 中心線に平行して点アを通る直線

イ線 中心線に平行して点イを通る直線

ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線

中心線 左側の台と右側の台（それぞれ2個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線

点ア 左側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点イ 右側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点

漁場別の距離 別表のとおり

(2) 保護区域内における漁業の制限 保護区域内においては、定置漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

公示番号	漁場名	時期	距離 (m)			備考
			点ア	点イ	点ウ	
定第109号	一丁目	周年	600	400	200	
定第111号	三丁目	〃	600	400	200	
定第116号	秋舘ヶ崎	秋	600	400	200	
定第121号	新釜	周年	400	600	200	
定第204号	長越	〃	400	200	200	
定第305号	大輪	〃	600	400	200	
定第306号	二ツ水	〃	400	600	200	
定第311号	清水輪	〃	600	400	200	

2(1) 保護区域 次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域

ア線 中心線に平行して点アを通る直線

イ線 中心線に平行して点イを通る直線

ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線

エ線 中心線に直角に点エを通る直線

中心線 左側の台と右側の台（それぞれ2個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線

点ア 左側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点イ 右側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点

点エ 元地

漁場別の距離 別表のとおり

(2) 保護区域内における漁業の制限 保護区域内においては、定置漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

公示番号	漁場名	時 期	距離 (m)			備 考
			点 ア	点 イ	点 ウ	
定第1号	沖種市網	周年	500	500	200	
定第2号	土釜沖	〃	500	500	200	
定第3号	有家網	〃	500	500	200	
定第4号	中野網	〃	500	500	200	
定第5号	沖桑畑網	〃	500	500	200	
定第6号	岸横沼網	〃	500	500	200	
定第7号	沖横沼網	〃	500	500	200	
定第8号	本波網	〃	500	500	200	
定第9号	長島網	〃	500	500	200	
定第10号	大作根網	〃	500	500	200	
定第11号	赤磯網	〃	500	500	200	
定第12号	えびす網	〃	500	500	200	
定第13号	白島網	〃	500	500	200	
定第14号	屋形網	〃	500	500	200	
定第15号	沖浜山	〃	500	500	200	
定第16号	平磯	〃	500	500	200	
定第17号	秋沼の鼻	秋	500	500	200	
定第18号	白井網	周年	500	500	200	
定第19号	二子網	〃	500	500	200	
定第20号	黒崎	〃	500	500	200	
定第21号	アンモ浦	〃	500	500	200	
定第22号	からはし	〃	500	500	200	
定第101号	弁天	〃	600	400	200	
定第102号	羅賀	〃	600	400	200	
定第103号	須久洞	〃	600	400	200	
定第104号	熊の鼻	〃	600	400	200	
定第105号	赤島	〃	600	400	200	
定第106号	佐賀部	〃	600	400	200	
定第107号	秋姉ヶ崎	秋	600	400	200	

定第108号	日出島	周年	600	400	200	
定第110号	秋二丁目	秋	600	400	200	
定第112号	平島	周年	600	400	200	
定第113号	与奈	〃	600	400	200	
定第114号	姉吉	〃	600	400	200	
定第115号	根滝	〃	400	600	200	
定第117号	松島	〃	600	400	200	
定第118号	氷場	〃	600	400	200	
定第119号	夏立神岩	夏	600	400	200	
定第120号	沖の沢	周年	400	600	200	
定第122号	四丁目	〃	600	400	200	
定第123号	五丁目	〃	600	400	200	
定第124号	黒島	〃	500	500	200	
定第125号	小谷島	〃	600	400	200	
定第126号	根崎	〃	600	400	200	
定第127号	大島	〃	600	400	200	
定第128号	中網	〃	600	400	200	
定第201号	仲網	〃	400	200	200	
定第202号	野島	〃	400	200	200	
定第203号	沖野島	〃	400	200	200	
定第205号	秋三丁目	秋	400	200	200	
定第206号	四丁目	周年	400	200	200	
定第207号	三貫	〃	400	200	200	
定第208号	汐折	〃	400	200	200	
定第209号	ほっちょうか	〃	400	200	200	
定第210号	白崎	〃	400	200	200	
定第211号	沖網	〃	400	200	200	
定第212号	小松	〃	400	200	200	
定第213号	大建	〃	400	200	200	
定第214号	金島	〃	400	400	200	
定第301号	夏白石	夏	400	400	200	
定第302号	横沼	周年	400	400	200	
定第303号	大鮑	〃	400	400	200	
定第304号	小壁	〃	600	400	200	
定第307号	大塩崎	〃	600	400	200	
定第308号	鬼間ヶ崎	〃	600	400	200	
定第309号	大平	〃	600	400	200	
定第310号	松島	〃	600	400	200	

定第312号	脛崎	〃	600	400	200	
定第313号	夏茂田	夏	600	400	200	
定第314号	願松	周年	400	600	200	
定第315号	大入	〃	400	600	200	
定第316号	重根	〃	500	500	200	
定第317号	大坪	〃	200	400	200	
定第318号	鵜の島	〃	200	400	200	
定第319号	大浜	〃	500	500	200	
定第320号	黒崎	〃	300	300	200	
定第321号	椿島	〃	300	300	200	
定第322号	仁位達	〃	400	400	200	
定第323号	夏金入	夏	200	300	200	